

児童扶養手当の制度が改正されます

問合先 子育て支援課

ひとり親世帯の生活の安定を図るため児童扶養手当の制度が一部改正になります。来年1月に支給される令和6年11月分の児童扶養手当から適用されます。

【改正内容】

(1) 第3子以降の児童に係る加算額を第2子加算額と同額に引き上げ

		10月分まで	11月分以降
第1子	全部支給	45,500円	改正前と同額
	一部支給	45,490～10,740円	
第2子加算額	全部支給	10,750円	
	一部支給	10,740～5,380円	
第3子以降加算額	全部支給	6,450円	10,750円 (第2子加算額と同額)
	一部支給	6,440～3,230円	10,740～5,380円 (第2子加算額と同額)



(2) 受給資格者本人の所得制限限度額の引き上げ

所得制限限度額表 (令和6年11月以降)

(単位：円)

扶養人数(人)	受給資格者本人(前年所得)			
	全部支給		一部支給	
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000



オレンジリボンキャンペーン

問合先 こども家庭課

毎年11月は、国が推進する児童虐待防止推進月間です。児童への虐待を防止運動として、全国各地で様々な取組みが行われます。「オレンジリボン」はこの運動のシンボルマークで「子どもに対する虐待を防止する」というメッセージが込められています。

【子どもの心や身体が傷つく行為は虐待です】

- 身体的虐待…子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
- 性的虐待…子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。
- ネグレクト(育児放棄など)…子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること。
- 心理的虐待…子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で配偶者への暴力(DV)を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待を引き起こす要因は様々で、複雑に絡み合っています。親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こる場合もあります。親や養育者を支援することで、未然防止や改善につながります。虐待と思われる事実を知ったときや相談は下記まで連絡をしてください。

【例えばこんな場合】

- 近くに子育てに悩んでいる人がいる…
 - 子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…
 - あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…
- 匿名でも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 児童相談所全国共通ダイヤル…189(いちはやく)番
 - 家庭児童相談室(こども家庭課内) (☎463-1937)
- 月～金曜日の午前8時45分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)



◀ オレンジリボン